

処 分 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の5第2項
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）
処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、 別添「「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改正について （通達）」（令和元年10月11日付け警察庁丙運発第24号）に従 い処分の軽減を行う。
問 合 せ 先：警察本部運転教育課（電話022-373-3601）
備 考：